

寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人神戸大学六甲台後援会（以下、「この法人」という。）が受け入れる寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受け入れ基準)

第2条 この法人は、寄附金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金を受け入れることができないものとする。

(1) 寄附金の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が付されているとき

- イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
- ロ 寄附者がその寄附の経理について監査を行うこと
- ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
- ニ 寄附された寄附金を寄附者に無償で譲渡又は使用させること
- ホ その他この法人の理事長がこの法人の運営上支障があると認める条件

(2) 寄附金を受け入れることにより、この法人の業務、財政又は名誉に負担若しくは支障が生じると認められるとき

(3) その他寄附金が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき
(定義等)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金

(2) 特定寄附金 使途があらかじめ特定された次に掲げる寄附金

- イ 使途特定寄附金 寄附者が寄附の申込みに当たり、あらかじめ使途を特定したもの
- ロ 募集特定寄附金 この法人が、募集に当たりあらかじめ使途を特定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）をもって理事会の承認を得たうえで募集するもの

2 この規程における寄附金は、金銭、債券、株式のほか資金運用規程第5条に定める資産とする。

(受け入れ手続)

第4条 この法人が寄附金の申込みを受けたときは、第2条の基準に該当しないことを確認し、寄附金の受け入れを行う。

2 前項により申し込みを受けた寄附金が、租税特別措置法第40条第1項の適用を受けるものであるときは、寄附金の使途が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものであることを確認し、使途特定寄附金として受け入れを行う。

3 前項の寄附金を除き、第1項により寄附金の受け入れを行うときは、寄附金の使途の特定の有無について確認を行う。ただし、寄附金額が10万円未満で、使途について特段の申し出がないときは、当該確認を省略し一般寄附金と看做すものとする。

(寄附金等の取扱い)

第5条 一般寄附金については、寄附金として受け入れた金額の50%を定款第4条第1号から第

4号に定める公益目的事業に、50%を管理費に使用するものとする。ただし、管理費に充当すべき金額について、管理費に充当しなお残余があるときは公益目的事業費に充当できるものとする。

2 用途特定寄附金については、全額を寄附者の特定した用途に使用する。

3 募集特定寄附金については、適正な募集経費を控除した残額の総額を、募集目論見書に従い使用する。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第6条 募集特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書の送付)

第7条 一般寄附金、特定寄附金又は募集特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付する。

2 前項の受領書には、この法人の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載する。

(募金に係る結果の報告)

第8条 この法人は、募集特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、用途予定その他必要な事項を記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 この法人は、募集特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る計算書及び当該支出による効果等を記載した報告書を寄附者に交付する。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成26年6月2日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月29日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。